

# 文献資料紹介

《第74回》

# 警察風土記

山本秀雄

『警察風土記』は、鹿児島県警察本部が、着任早々の岩田莊治本部長の指示により、警察職員が「管内を知つて、そこにとけこむ」ためのガイドブックとして、昭和四十五年三月に発行したものである。

武田俊春警務部長は、本書はしがきで次のように述べている。

「鹿児島県は、日本警察の創始者、川路大警視生誕の地であり、また、警視庁をはじめ全国主要府県警察に多くの人材を送り込んでいる日本警察史上もつとも由緒深い土地であるが、鹿児島県警察の歴史も、また、多彩かつ輝かしいものがある。」

「……本県は、薩摩、大隅の二か国のほか、本土南方五百キロメートルの洋上にわたり散在する数十の離島を含む広大な地域にまたがっているため、気候、風土、民情、その他においても地域ごとにそれぞれ多くの特殊性をもつており、したがつて、各警察署の伝統、歴史にもおのずから管内の特殊性を反映した面が多く見られる。われわれが第一線警察署において住民の信頼を確保し、立派に職責を果たすことができるか否かのポイントは、いかに任地を愛すか、換言すれば、いか

にすみやかに、かつ正しく、管内状況を把握し、郷土愛をもつて、その実態に応じた良識ある勤務をするか否かにかかっている。」

本書の内容は、県警察機関誌『警友さつま』誌上に昭和三十七年四月から四十三年一月まで、各警察署の紹介として連載された『警察風土記』に補筆訂正を加えたものである。

本文は次のように構成されている。

鹿児島のおいたち／鹿児島県警察本部（県警察百年の歩み）／薩摩の卷（十八警察署）・大隅の卷（八警察署）・南島の卷（七警察署）  
薩摩・大隅・南島の各警察署については、

地域の特色／一、管内のあらまし 1 地勢・人口・民情・風俗 2  
交通 3 産業経済 4 文教施設／二、署のあらまし 1 署歴 2 歴代署長 3 重要特異事件／三、観光・文化財 ——を記述している。

今回の文献資料紹介では、紙数の関係から、右の内より屋久島警察署および種子島警察署について、「二、署のあらまし」の中の「署歴」と「重要特異事件」の項目のみを取り上げ、他は割愛した。

## 屋久島警察署のあらまし

之浦村に新設されたのは明治十八年七月十五日、同村荒木六助の持ち家を借り受けて庁舎とし、鹿児島警察署屋久島分署として発足した。同年十一月四日の改正で、従来大島警察署の管下にあつた種子島分署が昇格して種子

署歴

屋久島警察署の前身、屋久島分署が同島宮

（買取価格一六〇円）を求め、総工費二一〇円五三錢をもつて一四坪の庁舎新築に着手、

翌二十二年一月落成移転した。明治二十六年十二月一日の改正で、昇格独立して屋久島警察署となつたが、くだつて明治四十三年八月には再び分署となり、種子島警察署の管下で大正時代につづいた。大正十五年七月一日の地方官官制の改正により分署は廃止され、再び屋久島警察署と改められた。

なお、昭和二十三年三月七日、警察制度の改正で国家地方警察屋久島地区警察署となり、昭和二十九年七月一日、現行の警察法施行に至つては、現行の警察法施行により鹿児島県屋久島警察署と改称され現在に至つている。現定員は、警視一、警部一、警部補二、巡査部長五、巡査一二、一般職員四、計二六人である。

昭和三十年六月、序舎の老朽化に伴う新築を機会に、当時の警察活動の対象が上屋久町よりも屋久町に多くなつていたので新序舎を屋久町安房一七五番地の現在地に新築した。

### 重要特異事件

#### ● 県下初の警察功労章受章の

故山田庄次巡査部長

### 種子島警察署のあらまし

大正十三年六月十日、上屋久村宮之浦のI(25)が突然発狂、支那の青竜刀で叔父ほか三人を残殺、さらに附近の人家に向けて凶行しようとした。署所在地勤務の山田巡査は、届出によりIの逮捕に行き、身に数か所の重傷をうけながらも少しも屈せず取押え、大惨事を

になるところを未然に防止した。山田巡査のこの功績に対し、時の内務大臣は県警察でははじめての警察功労記章を与え、知事は巡査部長に昇進せしめた。

#### ● 故山下博之巡査部長の殉職事故

昭和三十六年五月、暴力団関係者の視察取締りと、嵐警務部長の初巡回の出迎えのため本田署長に随行して、運搬船で九州商船藤丸を訪船した山下巡査は、波浪が高かつたため船と船との間にはざまれ、肝臓破裂の重傷を負い、鹿児島市に空輸して手術したかいもなく、家族や警友の祈りもむなしく、あたら春秋に富む身で黄泉の客となり殉職した。山下巡査は即日巡査部長に昇任し、警察庁長官から警察功績章、本部長から賞詞の表彰をうけ、勲八等端宝章の叙勲もうけた。

明治十三年一月五日、熊毛郡北種子村西之表、西町に鹿児島警察署種子島分署を創設、同町桑原吉蔵の家屋を借り受けて序舎としたが、のち榎本甚兵衛の持ち家に移転した。くだつて明治十八年十月二十一日、大島郡名瀬方金久村に鹿児島警察本署(現本部)金久支署が置かれ、これよりさき設置された屋久島分署とともにその管下となつたが、同年十一月四日には昇格して種子島警察署として独立し、屋久島分署をその管下に置いた。

これと同時に現在地に敷地一五五坪を求める新築移転、ついで翌十九年一月一日の改正で宝島に分署が置かれ、種子島警察署宝島分署として発足し、管下は二分署となつた。同年十二月の改正(二十年一月一日施行)で宝島分署は管下をはなれて大島警察署の管下となり、管下分署は屋久島分署のみとなつた。

行ない、同月二十七日離島しているが、同年八月ごろには警部の指揮する警視隊が治安警備と警察事務執行のため渡島している。その在島期間については不明であるが、他の各島と同様、翌明治十一年十月前後まで駐屯したものと推定される。

征討軍に所属した警視隊の最終引揚げに伴い、代つて警察課が開設されたのは明治十一年十月十五日、同時に県内(現宮崎県を含む)に十警察署と十六の分署を置いたが、種子島は鹿児島警察署の管轄であつた。

明治十三年一月五日、熊毛郡北種子村西之表、西町に鹿児島警察署種子島分署を創設、同町桑原吉蔵の家屋を借り受けて序舎としたが、のち榎本甚兵衛の持ち家に移転した。くだつて明治十八年十月二十一日、大島郡名瀬方金久村に鹿児島警察本署(現本部)金久支署が置かれ、これよりさき設置された屋久島分署とともにその管下となつたが、同年十一月四日には昇格して種子島警察署として独立し、屋久島分署をその管下に置いた。

これと同時に現在地に敷地一五五坪を求める新築移転、ついで翌十九年一月一日の改正で宝島に分署が置かれ、種子島警察署宝島分署として発足し、管下は二分署となつた。同年十二月の改正(二十年一月一日施行)で宝島分署は管下をはなれて大島警察署の管下となり、管下分署は屋久島分署のみとなつた。

当時の署長は、種子島警察署が警部一、警部補一、巡査十一、雇一の計十五人（巡査定員十三人）、屋久島分署が警部補一、巡査八の計九人であった。

その後、明治二十六年十二月一日の改正で屋久島分署は昇格して警察署となり独立した

が、明治四十三年八月の改正で再び分署となり、種子島警察署の管下となる。その後の大正十五年七月一日の地方官官制の改正により全国の分署は廃止され、同時にそれぞれ昇格して警察署として独立した。

創設当時の庁舎は、大正十四年一月、西之表市の大軒によつて類焼したので、翌十五年再建、昭和二十年七月、空襲によつて半壊され、昭和二十三年、大補修を加えて復帰した。

昭和二十三年三月七日、警察制度改組により国家地方警察種子島地区警察署と改称。昭和二十九年七月一日、警察法の改正に伴ない鹿児島県警察種子島警察署と改称、現在に至つている。

その後庁舎は、白蟻の害がはなはだしく使用にたえない状態にあつたので、昭和三十一年十月、新築工事に着手、翌三十二年四月、現庁舎が完成した。庁舎の規模は、本館、留置場、道場の三棟で、鉄筋コンクリート造り、総面積四八五平方メートルの建物である。

昭和二十七年三月、超短波陸上無線電話局が開局、さらに昭和三十四年五月、本部直通

電話が架設された。昭和四十三年四月には模写電送施設も設置された。

現定員は、警視一、警部一、警部補四、巡査六、巡査三一、計四四、一般職員四、合計四八人。

#### 重要特異事件

警察署創設以来の歴史のうちには、相当広範にわたる天然痘、赤痢などの流行、失火、放火による火災の発生、殺人事件、船舶の遭難、大東亜戦争末期の空襲など幾多先輩の苦心された記録が残されている。

#### ●復縁を迫る殺傷事件

明治四十四年六月十三日、本籍鹿児島市山下町H(28)が、北種子村住吉字熊野居住のS方に侵入し、出刃包丁をもつてSとその三女T女を斬殺し、Sの妻と隣人Gに負傷させて逃走した事件が発生。T女はHの内縁の妻であつたが、父母の意に従つてHに離縁を迫つたので、Hは激怒の余り、この惨事をひき起こしたものである。署では全署員をあげ、本部からも数人の応援を得て、付近の住民はもちろん、山野までことごとく探したが、犯人Hはたくみに逃れて検挙できなかつた。

その後、犯人Hは奈良県で逮捕されたが、その自供によると、犯行後の当夜海中に飛び込み沖合いに泳いでいたところ、たまたま付

近を南下する機帆船があつたのでこれに近づき、ひそかに柵（かじ）に取り着いていたら、船は屋久島の宮之浦港についたので船体を離れ、泳いで陸地に這いあがり、日中は山腹に隠れて休み、翌日の夜になつて停舶中の汽船に泳ぎついて船底にひそみ、船が鹿児島港についたときは乗客全部の降りるのを待ち、船員の隙をみて上陸し、その日の汽車に乗つて県外に逃れたということである。

#### ●金融会社集金人殺し

熊毛郡中種子町野間のK(34)は、かねて住宅建設資金自動車購入資金等調達のため、西之表市の南海金融KKから借り入れの二〇〇万円の返済を迫られていたが、たまたま昭和四十三年十二月十六日集金人Y(38)から、その返済を強く催促された。Kは生活費にも事欠き、返済もできなかつたが、借入先の社長に弁明するとの口実を設けてYの単車で同道、西之表市古田部落上の県道脇にさしかかつた時、道路わきの石と隠し持つていたパイプレンチでYの頭部、顔面等をめつた打ちにして残殺した。届出をうけた当署では、署長以下総力をあげて捜査にあつたが、犯行現場から証拠らしい物件が何一つ発見されないので非常にむずかしく、解決まで五十日を費やした。